

## 地区体育祭開催等経費補助金交付要綱

平成15年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域のスポーツの推進・振興を図るため、地区体育祭を開催する団体に対し、それに要する経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「団体」とは、当該小学校区を区域とする団体とする。

(補助金交付の制限)

第3条 この要綱に規定する補助金の交付を受けることのできる団体は、1小学校区につき1団体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、防府市長（以下「市長」という。）が予算の範囲内において定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 団体の代表者（以下「代表者」という。）は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 予算書
- (2) 開催要項
- (3) プログラム

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該代表者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 代表者は、補助金の交付決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、この請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものと

する。

(申請書の変更内容等)

第8条 代表者は、申請書の内容に変更が生じたとき又は体育祭が中止になったときは、速やかにその理由を記載した書面を市長に提出し、承認または指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、代表者から前条の書面が提出された場合、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を減額した場合において、当該取消しにかかる部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第10条 代表者は、体育祭が終了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月30日から施行する。